

令和4年度

宇佐市農業委員会
第3回(6月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第3回定例総会会議録

令和4年7月5日（火）午前9時30分より宇佐市役所本庁多目的ホールにおいて
会長が第3回（6月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員
4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員	6番 安部 仲雄 委員
7番 萩原 久邦 委員	8番 久保田 昭廣 委員	9番 安部 正博 委員
10番 川谷 正一 委員	11番 佐藤 俊徳 委員	12番 河野 一雄 委員
13番 永岡 卓巳 委員	14番 丹生 猛 委員	15番 塚崎 正和 委員
17番 池田 雅彦 委員	18番 安藤 宝太 委員	19番 阿部 善浩 委員

事務局

石川事務局長、山崎農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第19号 非農地証明願について
議案 第20号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第21号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案 第22号 農地等利用最適化推進施策等に関する意見(案)について

報告 第9号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第10号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第3回6月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中19名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、18番 安藤 宝太 委員、19番 阿部 善浩 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第16号3条許可申請は13件で、地区毎の内訳は、

長洲地区2件、2筆、2,936㎡、宇佐地区3件、7筆、4,933㎡、駅川地区1件、3筆、3,364㎡、四日市地区3件、9筆、12,678㎡、安心院地区4件、7筆、12,912㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
3ページをお開きください。

長洲地区です。

番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4 ページをお開きください。

宇佐地区です。

番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

宇佐地区 番号2【議案書番号宇佐2朗読】

贈与による所有権移転です。

番号1は親戚間で、番号2は妹から兄へ農地を贈与するものです。

宇佐地区 番号3【議案書番号宇佐3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5 ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

6 ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

7 ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号3【議案書番号安心院3朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

安心院地区 番号4【議案書番号安心院4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和4年6月30日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区2件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和4年7月1日午前9時より、本庁1階多目的ホールにおいて、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員13名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区1件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしてい

るものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和4年6月29日午前10時より、院内支所2階 会議室1において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」安心院地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第17号4条許可申請は3件で、
地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、1,500㎡、駅川地区1件、1筆、623㎡、四日市地区1件、2筆、738㎡となっています。

9ページをお開きください。

議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
10ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

転用目的は、ライスセンター及び苗置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

11ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

転用目的は、申請者が経営する店舗の駐車場及びドッグランを整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

12ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

転用目的は、申請者が経営する店舗の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果

についてご報告します。

議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」

長洲地区1件について、担当地区委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」

駅川地区1件、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

なお、本議案は6番 安部 仲雄 委員にかかわる案件がございます。よって宇佐市農業委員会会議規則第25条の規定により議事参与が制限されますので、6番 安部 仲雄 委員は、退席をお願いいたします。

(6番 安部 仲雄 委員 退席)

議長 それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第18号 5条許可申請は8件となっています。
地区ごとの内訳は、宇佐地区1件、1筆、595㎡、駅川地区1件、1筆、664㎡、四日市地区3件、5筆、3,751㎡、安心院地区1件、3筆、2,141㎡、院内地区2件、3筆、1,692㎡となっています。
13ページをお開きください。
議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
14ページをお開きください。
宇佐地区です。
宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】
売買による所有権移転です。
建売住宅としての転用で、建売住宅2棟を建築する計画です。
立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。
15ページをお開きください。
駅川地区です。
駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】
売買による所有権移転です。
一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。
立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。
16ページをご覧ください。
四日市地区です。
四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】
売買による所有権移転です。
駐車場用地としての転用で、隣接する共同住宅の駐車場として整備する計画です。
立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

保育施設としての転用で、現在利用している施設が老朽化したため、保育園及び児童館を新たに建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第2種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

17ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転及び20年間の使用貸借権の設定です。

農業用施設としての転用で、農業用倉庫及び資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

18ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅等への転用で、自己住宅及び申請者が経営する会社の駐車場と資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

院内地区 番号2【議案書番号院内2朗読】

売買による所有権移転です。

進入路等への転用で、申請者が経営する会社の進入路及び駐車場と資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該

申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審議会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」

宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審議会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区1件、四日市地区3件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審議会長 ②はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」

安心院地区1件、院内地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
議事が終了しましたので、6番 安部 仲雄 委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(6番 安部 仲雄 委員 着席)

議 長 次に議案第19号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第19号非農地証明願は、15件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区3件、5筆、5,568㎡、宇佐地区1件、2筆、419㎡、
駅川地区3件、5筆、9,570㎡、四日市地区2件、5筆、3,131㎡、
安心院地区5件、8筆、1,806㎡、院内地区1件、2筆、1,258㎡となっています。

19ページをお開きください。

議案第19号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

20ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

昭和44年9月頃から宅地の一部として利用しているため非農

地証明願を行うものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

昭和47年10月頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

平成8年12月13日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

21ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和56年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

22ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和42年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

昭和63年12月22日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

昭和46年3月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

23ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和39年10月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

平成10年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

24ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和48年6月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

昭和48年6月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

昭和43年3月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

農地法施行以前の大正15年頃から公衆用道路に利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号5 【議案書番号安心院5朗読】

昭和45年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

26ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第19号「非農地証明願について」

長洲地区3件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第19号「非農地証明願について」

駅川地区3件、四日市地区2件について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第19号「非農地証明願について」

安心院地区5件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

安部仲雄委員 はい。22ページの駅川地区番号3について、昭和46年3月頃より宅地として利用、とあります。このほかにも以前、宇佐市から現況が公衆用道路となっている土地の非農地証明願を受けたことがあったかと思えます。このように、市の所有にもかかわらず地目が現況と異なるというのは望ましくないと思えますが、調査等はできないのでしょうか。

事 務 局 はい。本件については、宇佐市の施設の建替えの際に、地目変更登記がなされていないことが発覚して申請に至ったものです。農業委員会といたしましては、本件のように農地以外の利用がなされている土地については、すでに農地台帳から外されていることから、調査等の対応は困難となります。そのため、担当課には類似の案件があれば速やかに相談するよう促しています。しかしながら、類似の案件が多数存在するため担当課においても把握が難しいというのが実情でして、今回のように発覚したのから順に解消を図っています。

安部仲雄委員 分かりました。

議 長 ありがとうございます。その他、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第20号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 27ページをお開きください。
議案第20号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求めます。
令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
28ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、29ページ以降のようになっております。なお、「借賃」の項目について、従来は契約全体での金額またはキロ数を表示することもありましたが、今回から10a当たりの金額またはキロ数に表示を統一いたしました。続きまして、34ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、35ページ以降のようになっております。続きまして、53ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 事細かに説明】

続きまして、57ページをお開きください。農地売買等支援事業による一時貸付です。

【一時貸付朗読 事細かに説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果

についてご報告します。

議案第20号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第20号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第20号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の
方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定し、市長
にその旨を通知いたします。

次に、議案第21号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対す
る意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願い
します。

事 務 局 59ページをお開きください。

議案第21号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見
について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基
づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)
について市長より意見聴取の依頼があったので審議を求める。

令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
60ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、61ページ以降のようになっておりま
す。先ほどの農用地利用集積計画(案)で農地中間管理機構が貸
手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画(案)にて担い
手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関す
る法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並び
に補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果
についてご報告します。

議案第21号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見に

ついて」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第21号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第21号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第21号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第22号「農地等利用最適化推進施策等に関する意見(案)」についてを、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 別綴じの議案22号をご覧ください。
議案第22号「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見（案）」について。
農業委員会法第38条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善についての意見（案）について、委員会の承認を求める。
令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
この件につきましては、農業委員会法により、農業委員会は、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならないこととされおり、皆さんからご意見をいただきましてまとめたものです。
【詳細説明「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見」】
この項目でご承認いただければ大分県農業会議へ提出いたしたいと思います。以上です。

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

議長 (質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 (全員挙手)

全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり承認いたしました。

議長 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第9号及び10号を一括して事務局より説明願います。

それでは、一括してご報告させていただきます。
81ページをお開き下さい。

事務局 報告第9号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は82ページからの7件がございました。

地区別の内訳は、四日市地区4件、20筆、21,872㎡、安心院地区3件、49筆、33,806㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認

できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

89ページをお開き下さい。

報告第10号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和4年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は90ページからの14件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区2件、3筆、4,860㎡、四日市地区8件、17筆、25,030㎡、安心院地区3件、8筆、12,771㎡、院内地区1件、3筆、1,565㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

以上で報告の説明を終わります。

ただ今の報告第9号及び10号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 (発言なし)

質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

議 長 その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。

(発言なし)

よろしいですか。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

議長 来月7月の令和4年度第4回定例総会は、8月5日金曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

事務局 なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

議長 午前10時50分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年7月5日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 安藤 宝太 ⑩

署名委員 阿部 善浩 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。